

交通事故の被害軽減のため、 乗車用ヘルメットを着用しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
(乗車用ヘルメットの着用)
第14条第3項

保護者は、その保護する児童等^{*}が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

*児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

交通事故での自転車事故の 占める割合は？

○小学生で 約**4割**



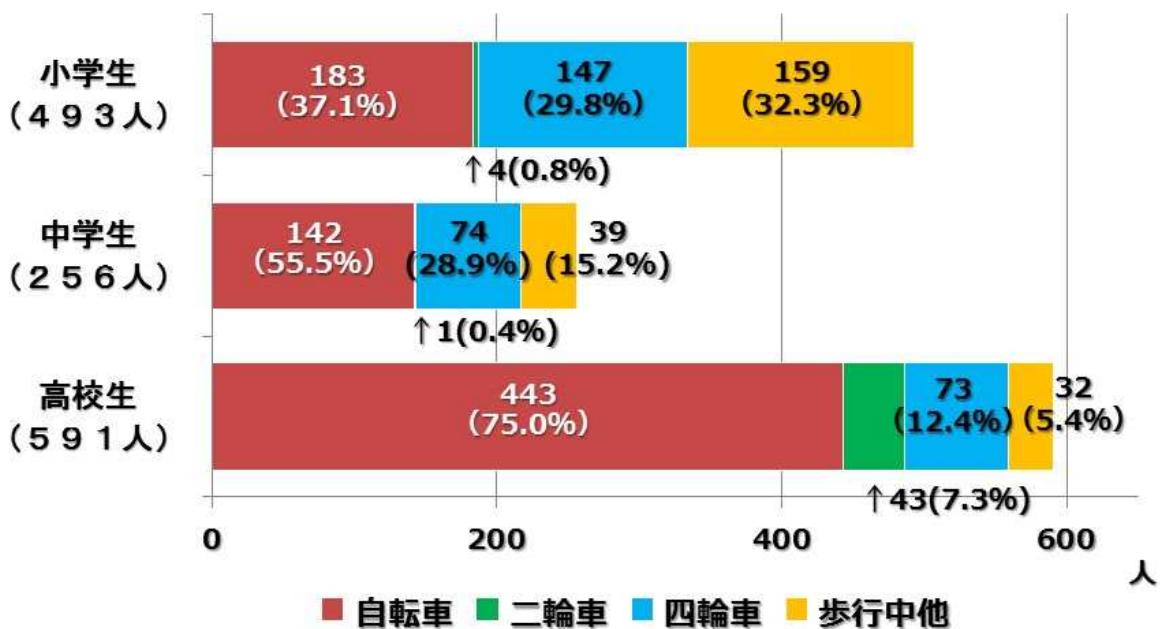
○中学生で 約**5割5分**

○高校生で 約**7割5分**です！

(令和2年1月～令和2年12月までの県内交通事故死傷者数における
自転車事故での死傷者数の割合 千葉県警察本部統計による)

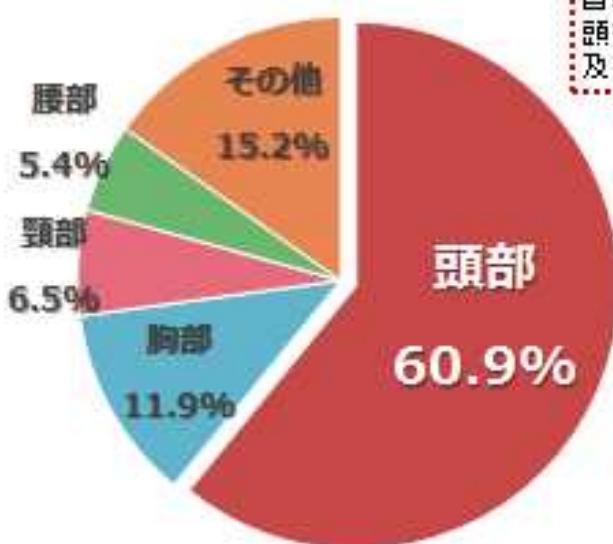
児童生徒の交通事故状態別死傷者数

(令和2年1月～令和2年12月 千葉県 千葉県警察本部統計による)



自転車事故による損傷部位別死者数の割合

(平成31年 全国 警察庁交通局統計による)



平成26年～平成30年の5年間の合計で、
自転車事故での死者数2,553人のうち、
頭部損傷による死者数は、1,555人に
及びます。

- 乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。
- ヘルメット非着用者の致死率は、着用者の約2.5倍になります。

乗車用ヘルメットは
被害軽減に有効です！

(平成31年4月警察庁「自転車関連事故に関する分析」)

万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

(自転車損害賠償保険等への加入)

第15条第1項

自転車利用者（児童等※である場合にあっては、その保護者）は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

自転車での加害事故例1



男子小学生が、夜間自転車で時速20~30キロで坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突した。女性は頭の骨を折り、意識の戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)